

施 工 条 件 の 明 示

葛南工業用水道事務所

明示項目	明 示 事 項
工事工程	1. 営業運転に支障を与えないように、監督職員と十分に協議を行ない、施工計画を立案するものとする。 2. 近接の他の工事や委託等がある場合は、競合しないよう工程を調整すること。 3. 土・日祝祭日等休日、及び夜間については原則として作業を行わないものとするが、工程上やむを得ず作業の必要が生じた場合は別途監督職員と協議するものとする。
用地関係	特になし
公害対策関係	1. 騒音防止及び排気ガス対策を施した機械を使用するものとし、これによりがたい場合は監督職員の承諾を得なければならない。
安全対策関係	1. 制御電源及び制御回路の入り切りは、監督職員の承諾を得て行うこと。 2. 作業の際は、ヘルメット、手袋等適切な、保護具等を着用し労働災害の防止を図ること。 3. 工事等に使用する計器及び工具等は、安全点検を行っているものを使用すること。 4. 施工場所には、安全柵、立ち入り禁止札等を設置し、運転中の機器に注意し、第三者への危険防止を徹底すること。 5. 施設内は原則禁煙である。ただし監督職員が指定した場所での喫煙は可能である。また、火気を使用する場合はあらかじめ監督職員に申し出て承諾を得ること。 6. 重機等を場内に持ち込む内は、安全誘導員を配置し歩行者及び職員に障害並びに施設に損害を与えないよう誘導すること。
工事用道路関係	特になし
仮設備関係	特になし
建設副産物関係	1. 別紙建設副産物に関する特記仕様書により、関係法令に基づき適正に処理すること。また、完了後、必要書類を提出すること。
工事支障物件	特になし
その他	1. 工事用材料、機材等を、保管及び仮置きする場合は、監督職員と協議のうえ、通行等に支障の無い場所にする。 2. 仕様書に明示なき事項についても施工上当然必要と認められるものは、すべて受注者の負担にて充足実施するものとする。 3. 万一、設備・施設等に損傷を与えたときは速やかに申し出ると共に、受注者の責任において原状に回復するものとする。 4. 鈴身配水塔電気設備点検委託と工程が近接した場合は調整を行うこと。 5. 鈴身配水塔内においては、作業スペースが狭いことから適切な安全対策をとること。